先の出願の番号（先の出願が国際特許出願又は国際実用新案登録出願にあつては、国際出願番号）及び年月日を記載する。ただし、先の出願の番号が通知されていないときは、「【出願日】」の欄には「平成何年何月何日提出の特許願」のように先の出願の年月日を記載し、「【出願日】」の欄の次に「【整理番号】」の欄を設けて、先の出願の願書に記載した整理番号を記載する。なお、追加する優先権の主張が２以上となるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【先の出願に基づく優先権主張】
【出願番号】
【出願日】
【先の出願に基づく優先権主張】
【出願番号】
【出願日】

また、当該優先権の主張が同項第１号に規定する正当な理由があるときにするものであるときは、「【提出物件の目録】」の欄の次に、「【その他】」の欄を設けて、「特許法第41条第１項の規定による優先権の主張（同項第１号に規定する正当な理由がある場合にするものに限る。）」と記載する。

３　その他は、様式第２の備考１から４まで、10から14まで、16から19まで及び23から26まで、様式第４の備考２及び４、様式第15の２の備考２、様式第16の備考２並びに様式第26の備考９と同様とする。

様式第36の３（第27条の４の２、第38条の14関係）

【書類名】　回復理由書
（【提出日】　平成　　年　　月　　日）
【あて先】　特許庁長官　　殿
【出願の表示】
【出願番号】
【特許出願人】
【識別番号】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】
【代理人】
【識別番号】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】
【回復の理由】
【提出物件の目録】

〔備考〕

１　「【回復の理由】」の欄には、特許法第41条第１項に規定する先の出願の日から１年以内又はパリ条約第４条A(1)に規定する優先期間内に特許出願をすることができなかつた理由について具体的に記載する。

２　「【提出物件の目録】」の欄に「【物件名】」の欄を設けて、「【回復の理由】」の欄に記載した理由を証明する書類名を記載する。

３　第27条の４の２第６項（同条第７項において準用する場合を含む。）及び第38条の14第５項（同条第６項において準用する場合を含む。）の規定により、２以上の事件について回復理由書を提出するときは、「【出願の表示】」の欄には、「別紙のとおり」と記載し、別の用紙に次のように「【別紙】」と記載して、当該回復理由書の提出に係る出願の表示（出願の表示の区切りには読点「、」を付すこと。）を記載する。

【別紙】
特願○○○○－○○○○○○、特願○○○○－○○○○○○、
特願○○○○－○○○○○○、特願○○○○－○○○○○○、

４　その他は、様式第２の備考１から４まで、10から14まで、16から19まで及び23から26まで、様式第４の備考２及び４、様式第15の２の備考２並びに様式第26の備考９と同様とする。

様式第四十四の備考８を同様式の備考９とし、同様式の備考７の次に次のように加える。

８　特許法第48条の３第５項（同条第７項において準用する場合を含む。）の規定により出願審査の請求をするときは、「【代理人】」（「【調査報告番号】」の欄を設けた場合にあつては「【調査報告番号】」、「【手数料の表示】」の欄を設けた場合にあつては「【手数料の表示】」、備考５に該当する場合にあつては「【持分の割合】」又は「【その他】」、備考６に該当する場合にあつては「【手数料に関する特記事項】」）の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「特許法第48条の３第５項（同条第７項において準用する場合を含む。）の規定による出願審査の請求」と記載する。

様式第五十一の二中「及び第38条の２の３」を「、第38条の２の３及び第38条の14の２」に改める。

様式第六十一の二中「様式第61の２（第46条関係）」を「様式第61の６（第46条関係）」に改め、同様式を様式第六十一の六とする。

様式第六十一の次に次の四様式を加える。

様式第61の２（第45条の２関係）

特　許　異　議　申　立　書

特許印紙　　（平成　　年　　月　　日）

（　　円）
特許庁長官　　殿
１　特許異議の申立てに係る特許の表示
特許番号
請求項の表示
２　特許異議申立人
住所（居所）
（電話又はファクシミリの番号）
氏名（名称）　㊞
（国籍）
３　代理人
住所（居所）
（電話又はファクシミリの番号）
氏名（名称）　㊞
４　申立ての理由
５　意見書提出の希望の有無
６　証拠方法
７　添付書類又は添付物件の目録

〔備考〕

１　「特許異議の申立てに係る特許の表示」の欄の「請求項の表示」の欄には、「請求項１」、「請求項２」のように請求項に付した番号を記載する。ただし、すべての請求項について特許異議の申立てをするときは、「全請求項」と記載する。